



2011.3.11

東日本大震災 千葉県内被災状況



(5)各地の震度

<震度6弱> 成田市、印西市

<震度5強>

東金市、旭市、神崎町、多古町、白子町、香取市、山武市、千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市美浜区、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市、白井市、栄町、鋸南町

<震度5弱>

銚子市、茂原市、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、睦沢町、長生村、匝瑳市、横芝光町、千葉市稲毛区、千葉市緑区、市川市、船橋市、松戸市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、酒々井町、富里市、館山市、木更津市、君津市、いすみ市、南房総市

(6)津波

○津波観測値(最大波)銚子 2.4m、館山市布良 1.6m

○津波観測値(最大波)千葉 0.9m

2 被害の状況

(1)人的被害

死者 17名 (野田市1名、習志野市1名、旭市13名、山武市1名、八千代市1名)

行方不明者 2名 (旭市)

負傷者 205名 (うち 重傷者10名(千葉市1名、市原市1名、船橋市1名、柏市1名、習志野市1名、浦安市1名、旭市2名、白子町1名、横芝光町1名))

(2)火災

建物火災 13件 (千葉市5件、市川市2件、船橋市1件、鎌ヶ谷市1件、八千代市2件、野田市1件、習志野市1件)

(3) 建物被害

全壊 629棟

半壊 1,483棟

一部破損 11,157棟

床上浸水 775棟 床下浸水 307棟

(6) ライフライン関係

水道

(断水)

佐倉市20,834戸→0戸、旭市19,000戸→759戸、我孫子市192戸→0戸、木更津市78戸→0戸、君津市446戸→0戸、成田市232戸→0戸、山武郡市広域水道企業団14,000戸→0戸、長門川水道企業団300戸→0戸、香取市19,800戸→6,200戸、神崎町1,834戸→57戸、東庄町3,970戸→0戸、八匠水道企業団14,681戸→0戸、銚子市28,000戸→0戸、いすみ市1戸→0戸、柏市20戸→0戸、習志野市3,070戸→0戸、浦安市33,000戸→4,000戸、(一部の地域は、復旧に相当の期間を要する見込み)船橋市30戸→0戸

合計159,488→ 11,016戸

(減水)

市川市81,000戸→0戸、浦安市58,000戸→2,000戸

合計139,000→ 2,000戸

電気(一部省略)

(停電) 34万6千軒→0軒

ガス

京葉ガス供給区域内停止数 8,147戸→4,259戸(浦安市)
(復旧見込:3月下旬)

(7) 石油コンビナート関係

危険物の漏洩(流出)9件

(市川市3件、船橋市1件、市原市4件、袖ヶ浦市1件)

火災3件(市原市3件)

護岸の崩落1件(市川市1件)

死者0名、負傷者6名(重症1名、軽症5名)

4 避難所状況

避難所開設数 11ヶ所(7市町)

避難者数 478名

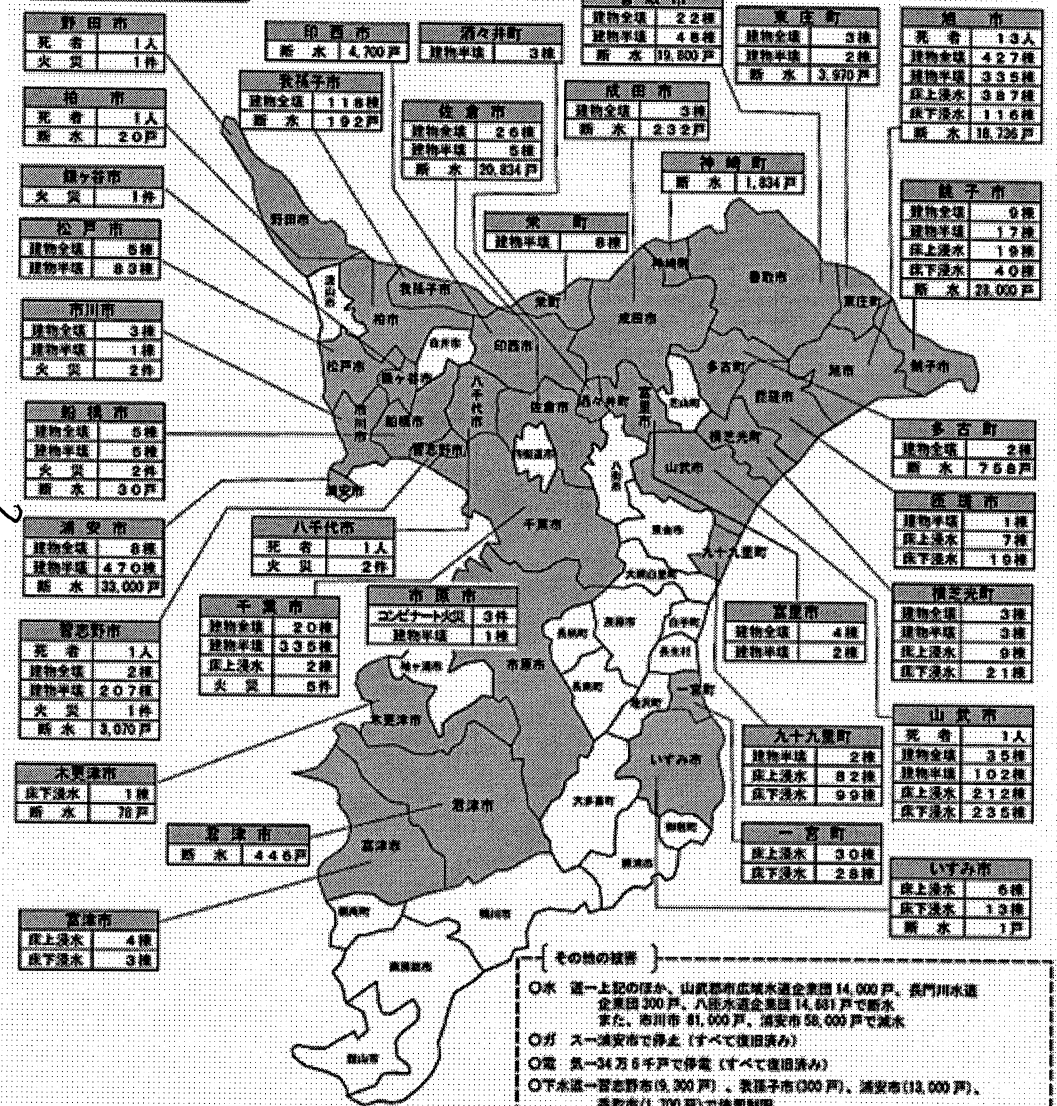
【人的被害】 ○死者 18人 ○行方不明者 2人 ○負傷者 223人

【建物被害】 ○全壊 695棟 ○半壊 1,630棟 ○一部破損 15,467棟

○床上浸水 758棟 ○床下浸水 575棟 ○建物火災 13件

各地の主な被害

■地震による被害のあった市町
■地震や津波による被害のあった市町



*この資料は4月11日発表のものであり、一部これまでのものと数字が異なるものがあります。

※1. ここに記載した市町村以外にも、各地で建物の一部破損などの被害が出ています。
※2. 各市町村域は実数のもととは若干異なります。

その他の被害

- 水 道一上記のほか、山根郡市広域水道企業団 14,000戸、奥門川水道企業団 300戸、八戸水道企業団 14,881戸で断水。また、南川市 81,000戸、浦安市 58,000戸で減水。
- ガ ス一浦安市で停止（すべて復旧済み）。
- 電 気一24万5千戸で停電（すべて復旧済み）。
- 下水道一宮志野市（19,300戸）、表孫子市（300戸）、浦安市（13,000戸）、青森市（1,700戸）で使用制限。
- 道 路一国道、県道、県管理有料道路で127カ所、市町村道で1,572カ所の被害。
- 農業関係一水害、農道、排水機場などの損壊2,248カ所。ほか。
- 漁業関係一11漁港で施設の損壊、335隻の漁船被害など。

※資料・編集・発表関係は平成23年4月6日現在

液状化被害 認定基準

国に見直し要請を

4/26

習志野・浦安市 県に要望書

東日本大震災による液状化被害を受けた習志野市と浦安市は25日、国の被害認定基準では、ほとんどの被災家屋が支援対象にならないとして、指針の見直しを国に要請するよう、県に要望書を出した。

国の基準では、建物の傾きの場合、分銅をつけた長さ120センチのひもを垂直に垂らし、壁の傾きが6センチ以上を全壊としている。それ未満の場合、ほかの損傷と併せて判定するが、液状化では建物の構造自体には損傷が少ないため、ほとんどの場合、被災者生活再建支援法の対象にはならない。

このため両市は、傾きが6センチ未満、4センチ未満、2センチ以上を「半壊」などとするとともに、現状では無損害とされている家屋の沈降、隆起といった被害についても損害として認定するよう求めた。



浦安市によると、約9千棟を調査した結果、「一部損壊」が約7930棟。要望通りの見直しが実現すれば、約1400棟が「半壊」認定に変わる可能性が高いという。

液状化地盤改良

最高100万円支援

4/26 千葉県、1世帯あたり

千葉県は25日、液状化現象で傾いた家屋をジャッキで持ち上げて地盤改良する際などに、1世帯あたり最高100万円を独自に支援する方針を決めた。県によると、支援総額は約60億円の見込み。国の公的支援の対象外のため、県と被災自治体で負担する方針だ。

約1万2千世帯に液状化による家屋被害が起きた。だが、国の被災者生活再建支援法では公的支援の対象を全壊、大規模半壊、建て直しが必要な半壊、居住不能な場合の4ケースに限っている。傾いて住むのが難しくなっても、柱や壁などに被害がないと対象外の「一部損壊」に認定されることが大半で、「多くの被災世帯が支援を受けられない」との不満が出ていた。県は地盤改良のほか、傾いて住めなくなった家を解体する場合も最高100万円を補助する予定。

千葉県健康福祉部

防災・危機管理課

被災者生活再建支援法から漏れるケースを対策している